

## 協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和6年3月)

保険証の回収を  
お忘れでは  
ありませんか?

### ○退職日翌日から保険証は使用できません!

退職後の健康保険につきましては、ご自身で加入のお手続きが必要となります。「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族様の健康保険(被扶養者)」のいずれかを選択し、お手続きください。

### 退職等に関する保険証のお願い

#### 加入者様へのお願い

○退職した場合、  
ご家族様が扶養から外れた場合、  
速やかに**保険証を事業所へ返却**ください!

- ✓ 被保険者様は**退職日翌日**から保険証は使用できません。
- ✓ ご家族様は**扶養から外れた日**から保険証は使用できません。

退職後等に保険証を使用してしまうと、  
後日協会けんぽに医療費を返還いただくことに!!  
そのため、退職後等は  
**無効の保険証を使用しないようご注意ください。**

#### 事業所のご担当者様へのお願い

- ✓ 退職予定の従業員様等に**保険証が使用できなくなることをお伝え**ください。
- ✓ 併せて、退職後速やかに**保険証の回収**をお願いします。  
※ご家族様の保険証も回収をお願いします。
- ✓ 保険証回収後は、被保険者資格喪失届とともに日本年金機構へ提出ください。  
✓ 万が一**保険証を回収できない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」**をご提出ください。

※被保険者資格喪失届を提出後に保険証を回収した場合は、**ご自身で廃棄せず**、協会けんぽ青森支部までご返却ください。

### 退職後・保険証回収後の疑問にお答えします

Q

任意継続に加入した場合、現在使用中の保険証を継続して使用できるの?

A.**使用できません。**  
任意継続の加入手続きをされた場合、任意継続保険としての新しい保険証が発行されます。  
そのため、在職中の保険証につきましては退職後、速やかに事業所へご返却ください。

Q

保険証が手元に届く前に病院を受診する場合はどうしたらいいの?

A.保険証が切り替わること、現在申請中であることを病院に伝え、指示に従ってください。その際、全額自己負担で精算した場合は、後日療養費の申請をいただくことで保険負担分をお戻しします。

●詳しくは右記二次元コードよりご確認ください。(※協会けんぽ加入者の場合)



注意

退職後等に保険証が未返却の場合、協会けんぽから事業所様やご本人様のご自宅宛てに文書や電話で返却のご案内をさせていただきます。

保険証の回収に関するお問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 レセプトグループ TEL:017-721-2715  
退職後の健康保険に関するお問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 業務グループ TEL:017-721-2714

2024年12月2日に  
保険証は廃止されます

# 今から使おう!マイナ保険証

## マイナンバーカードで受診するメリット

### 安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

### 便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

厚生労働省HP 【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。

# わが社の健康経営®

「健康経営®」は、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の  
事業所様

## 株式会社 西谷建設 様

事業所所在地:青森県平川市 従業員数:26名 事業内容:土木工事業  
健康経営優良法人 2023

### 取組内容

- ・全従業員健康診断の実施及び特定保健指導(対象者)の実施
- ・健康診断で再検査対象者に医療機関での受診の呼びかけ
- ・歯科検診希望者の受診実施
- ・月1回健康情報パンフレットの配布
- ・禁煙外来医療費負担及び通院時間を有給とする
- ・年1回会社独自の健康講座を開催(外部講師による健康講話等)
- ・外部健康アドバイザー協力のもと健康習慣アンケートを実施し、課題の把握と改善状況を確認している

### 取組のご感想を伺いました!

- ・健康診断での再検査対象者が医療機関での受診により通院、治療を受けています。早期治療により重症化が防げ、継続して働くことができています。
- ・令和5年5月に開催した健康講座では体組成・骨密度測定、立ち上がりテストの計測を実施し、他の方との数値を比べてみたりと和気あいあいと自分の現在の身体の状態を確認できました。また、健康講義では将来の幸せのため今の健康維持が、自分や家族、会社の為にいかに重要かを学び、改めて健康意識を高めることができました。



健康宣言に関するお問い合わせ先:協会けんぽ青森支部 企画総務グループ 017-721-2713